

第7章 計画の推進

1 施策の総合的かつ効果的な推進

自殺(自死)の背景には、「健康問題」、「経済・生活問題」、「家庭問題」、「勤務問題」など様々な社会的要因が複雑に絡み合っており、若年層、中高年層、高齢者層といった各世代を通して、また、事前予防、危機対応、事後対応といった各段階や、全体的予防介入、選択的予防介入、個別予防介入といった対象に応じて、総合的かつ効果的な取組を行っていく必要があります。

このため、本市の関係部局で構成する「うつ病・自殺対策庁内関係者会議」等を活用し、連携して全庁的な取組を進めるとともに、労働・医療のように、国、広島県など、他の行政機関との連携を必要とする分野においては、密接な連携を図りながら、自殺(自死)対策を総合的に推進します。

また、自殺(自死)の原因となっている制度・慣行の見直しや社会問題の改善については、他の関係機関等と協同して国等への働きかけを行っていきます。

2 多様な実施主体との連携・協働

自殺(自死)対策への取組においては、行政機関だけでなく、医療関係機関、報道機関、法律関係機関、労働関係機関、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、事業主、民間団体など、様々な実施主体がそれぞれ役割を担っています。

このため、様々な実施主体が各自の役割を果たしつつ、相互の連携・協働を図るため、「広島市うつ病・自殺対策推進連絡調整会議」等を活用し、定期的に情報交換を図るなどして、この計画の実現に努めます。

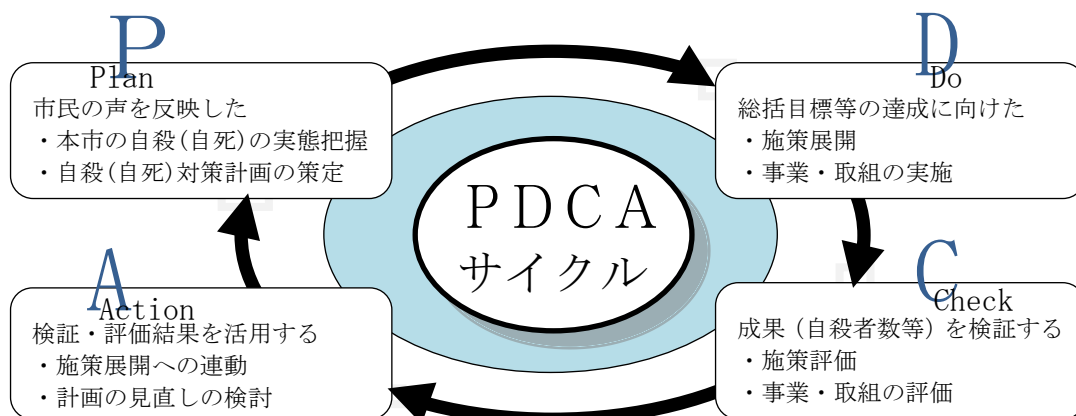
3 計画の点検・評価等

計画の実効性を確保するために、毎年、計画の執行状況等を点検・評価し、適切な進行管理を行います。

このため、本市の自殺(自死)の原因分析や効果的な自殺(自死)対策立案等と地域の自殺(自死)対策のネットワークの強化を推進することに特化した新たな体制の整備を進め、PDCAサイクル(※)の視点を自殺(自死)対策の推進過程に取り込み、継続的に対策の取組の改善を行える仕組みの構築に努めます。

なお、点検・評価等に際しては、「広島市うつ病・自殺対策推進連絡調整会議」等の意見を聴くとともに、市のホームページ等を活用して広く市民への情報提供に努めます。

(※) P : Plan (計画) → D : Do (実施) → C : Check (評価) → A : Action (改善) の循環とし、継続的な改善を推進するマネジメント手法



4 計画の見直し

計画期間については平成33年度(2021年度)までの5年間としていますが、新たな自殺(自死)の実態が把握できた時点で、随時、計画の見直しを検討します。

また、計画の達成状況、社会経済情勢の変化や自殺(自死)をめぐる諸情勢の変化、国の「自殺総合対策大綱」の改定状況等をみながら、必要に応じて計画の見直しの検討を行います。